

## 一般社団法人北市川スポーツクラブ入会手続きに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、一般社団法人北市川スポーツクラブ規約（以下「規約」という）第6条の規定に基づき、入会手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(入会手続方法)

第2条 クラブに入会を希望する、規約第5条の要件を満たす者は、次のいずれかの入会手続きを行うものとする。

(1) クラブホームページより **WEB** からの入会手続き後、口座引き落とし決済もしくは銀行指定口座※1へ、会費及び手数料、スポーツ安全保険料などを納入。※2

(2) 入会申込書※3に必要事項を記載し、**FAX** にて申請後、指定口座へ、会費及び手数料、スポーツ安全保険料などを納入。

(3) 入会申込書に必要事項を記載してクラブハウスへ提出し、会費及び手数料、スポーツ安全保険料などを納入。

※1. 京葉銀行 北方支店 普通預金 7064151 一般社団法人北市川スポーツクラブ

※2. 払込手数料は納入者が負担するものとする。

※3. 入会申込書は、クラブホームページ (<http://nisc.jp>) よりダウンロードもしくは、クラブハウスにて配布。

(その他)

第3条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は理事会で別に定める。

附則

本要項は、令和3年4月1日から施行する。